

第8回 理化学研究所運営・改革モニタリング委員会 議事概要

日 時： 平成 27 年 3 月 10 日（火） 16 時 00 分～17 時 15 分

場 所： 3 法人共用会議室

出席者： 【委員】 野間口有委員長、家泰弘委員、池田雅夫委員、手塚一男委員、
山本富夫委員
【理研】 坪井裕理事、
佐藤毅財務部長、
生越満研究不正再発防止改革推進室長 他

議事概要：

（1） 理研の取組みについて

理化学研究所からの説明の後、委員より以下のような意見が出された。

- 論文投稿料について、研究不正を行った者から返還されれば国庫に返納するとのことだが、返還されなかったらどうするのか。（理研側回答：実際に返還請求を行い、返還されるかどうか対応を見て、検討する。）
- 科研費の特定領域研究の場合、領域全体に影響を及ぼす可能性がある。最終的には配分機関の判断によるが。
- 「本論文に係る実験等は目的に沿って行われており」という記述は、「疑義が持たれている実験」が実際に行われたことを理研が認定することにならないか。「実験」という言葉ではなく、例えば「研究活動」という表現であれば良いのかもしれない。（理研側回答：予算を使って購入したマウスや試薬は実際に使われていたということ。ご指摘の表現については記述を修正する。）

（2） 評価書について

事務局からの説明の後、委員より以下のような意見が出された。

- 今回の提言は、やはり研究不正防止が目的。もう少し広がりもあるかもしれないが、そういう点から見て提言の内容は妥当かどうか。
- メンタルヘルスケアは、今回の事案にかかわる人たちに関するストレスのことだけではなく、長期的な視点で、色々なことに追い詰められて不正を起こしてしまう、という観点もあるはず。
- 成果主義のプレッシャーが増しているという考え方もある。
- 理研研究者はそれだけの期待をされている。また、任期制ということもあり、ストレスはあるだろう。
- モニタリング委員会も含めて、色々な活動があることが研究者自身にとって心理的負担になっているはず。何らかの心理的負担を緩和するという内容は記述すべきだ

と思う。

- 法的措置については社会的関心が高いことも鑑み、理研が法律家と慎重に検討したというだけでなく、第二次調査委員会がきわめて詳細な調査を行った結果を踏まえていることも書いた方がよい。

以上